

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第18回）

議事録

日 時：令和6年3月29日（金）7：55～8：10

場 所：官邸4階大会議室

出席者：林 芳正 内閣官房長官（議長）
小泉 龍司 法務大臣（議長）
斉藤 鉄夫 国土交通大臣
新藤 義孝 経済再生担当大臣
松村 祥史 国家公安委員長兼内閣府特命担当大臣
坂本 哲志 農林水産大臣
齋藤 健 経済産業大臣
盛山 正仁 文部科学大臣
加藤 鮎子 内閣府特命担当大臣
自見 はなこ 内閣府特命担当大臣
石川 昭政 デジタル副大臣兼内閣府副大臣（代理出席）
馬場 成志 総務副大臣（代理出席）
赤澤 亮正 財務副大臣（代理出席）
宮崎 政久 厚生労働副大臣（代理出席）
滝沢 求 環境副大臣（代理出席）
神田 潤一 内閣府大臣政務官（代理出席）
平沼 正二郎 内閣府大臣政務官（代理出席）
穂坂 泰 外務大臣政務官（代理出席）

（議事録）

○小泉法務大臣 おはようございます。ただ今から、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催します。

司会進行は、共同議長であります法務大臣の小泉が務めさせていただきます。

それでは、まず、はじめに私から議題1「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の一部変更について」、及び議題2の「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」に関し、御説明いたします。

特定技能の受入れ見込数の再設定及び対象分野等の追加について、資料1に基づいて御説明いたします。

1ページを御覧ください。

特定技能制度は、深刻化する人手不足への対応として、生産性向上や国内人材の確保の取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある分野に限定し、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる制度です。

3 ページを御覧ください。

特定技能制度では、各分野の向こう 5 年間の受入れ見込数を設定し、これを特定技能 1 号の受入れの上限として運用しています。

現行の受入れ見込数は今月末でその期限を迎えることから、今般新たに追加する 4 分野を含めた全 16 分野について、お手元の資料の黄色ハイライト部分のとおり、本年 4 月からの向こう 5 年間の受入れ見込数として決定したいと考えております。

なお、その総数は 82 万人と、現行の受入れ見込数から 2 倍以上拡大することになります。

また、受入れ見込数の拡大に伴い、地域住民が不安を抱くおそれなどが懸念されることを踏まえ、特定技能外国人の支援を行う受入れ企業の責務として、地域における外国人との共生社会の実現のため寄与することなどを基本方針に明記したいと考えております。

次に 4 ページを御覧ください。

このたび、業所管省庁からの要望を踏まえ、資料に黄色で示したとおり、新規に「自動車運送業」、「鉄道」、「林業」、「木材産業」の 4 分野を追加し、濃い青色で示したとおり、3 つの既存分野において新たな業務等を追加したいと考えております。

最後に、今回の特定技能の受入れ見込数の再設定及び対象分野等の追加については、資料 2-1 の基本方針と、資料 2-2 の分野別の運用方針を変更する閣議決定が必要となります。

説明は以上です。

次に、宮崎厚生労働副大臣から御発言をお願いします。

○宮崎厚生労働副大臣 我が国が共生社会の実現を目指し、日本人と外国人が互いに理解し尊重し合う社会環境を整備することが求められるとともに、特定技能外国人の受入れに当たっては、まずは生産性向上や女性・高齢者等の国内人材確保のための取組を実施していくことが重要です。

業所管省庁におかれましては、継続的かつ着実な取組をお願いいたします。

その上で、厚生労働省としては、介護分野やビルクリーニング分野を含め、特定技能外国人が我が国で安心して就労・生活できるよう、引き続き、就労環境の整備に取り組んでまいります。

○小泉法務大臣 ありがとうございます。次に、坂本農林水産大臣から御発言をお願いします。

○坂本農林水産大臣 特定技能制度の対象分野へ林業分野及び木材産業分野を追加することについて、農林水産大臣として一言申し上げます。

我が国の森林資源は利用期を迎えており、国産材の安定供給に対する期待が高まっていることから、林業・木材産業の一層の成長発展が求められています。一方、業界は深刻な人手不足の状態にあり、労働力確保が喫緊の課題となっています。

このため、特定技能制度の対象分野への林業分野、木材産業分野の両分野の追加をぜひ御了承いただきたいと思います。

○小泉法務大臣 ありがとうございます。次に、齋藤経済産業大臣から御発言をお願いします。

○齋藤経済産業大臣 足下の労働市場の喫緊の課題は人手不足であり、とりわけ製造業においてはグローバル競争の中で国際的な人材獲得競争も激化しております。現場では、女性や高齢者の活躍促進、A I・I o T等の活用による生産性向上に取り組んでおりますが、なお人材を確保することが困難な状況です。我が国を支える基幹産業である製造業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を適切に受け入れることは重要であります。

その上で、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するためには、ルールを守れない外国人には厳格に対応する一方、ルールを守る方が働きやすい環境整備をするといったメリハリが大事だと思っております。

経済産業省としても、この考えに基づき、所管分野における受入れ環境の適正化に向けて、必要な取組を進めてまいります。

○小泉法務大臣 ありがとうございます。次に、齋藤国土交通大臣から御発言をお願いします。

○齋藤国土交通大臣 国土交通省が所管する分野においても、担い手不足への対応が喫緊の課題となっており、生産性向上や国内人材確保のための取組を推進した上で、外国人を受け入れていくことが必要と考えております。

このため、自動車運送業、鉄道の分野について、安全性等に配慮しつつ、新たに特定技能制度に追加していただくこととしました。また、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊の分野について、受入れ見込数を拡大させていただくこととしたところです。

引き続き、業所管大臣としてしっかりと取り組み、特定技能制度の適切な運用を図ってまいります。

○小泉法務大臣 ありがとうございます。ほかに、議題1及び2について、御発言はございますか。

それでは、本案について、御了承いただいたものとさせていただきます。

最後に、プレスを入室させた上で、本会議の共同議長である林官房長官に、本日の取りまとめをお願いしたいと思います。

皆様、しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

○小泉法務大臣 それでは、林官房長官から御発言があります。

○林官房長官 本日の会議では、特定技能1号について、対象分野を12分野から16分野に拡大し、新規4分野を含む全16分野の本年4月から向こう5年間の1号特定技能外国人の受入れ見込数を設定すること等を内容とする、基本方針及び分野別運用方針の変更について決定しました。

特に、新規4分野を所管する各大臣におかれましては、技能試験の作成等を始めとする1号特定技能外国人の受入れのための準備を、滞りなく行うようお願いします。

また、今回、受入れ見込数の拡大に伴い、地域住民が不安を抱くおそれなどが懸念され

ることを踏まえ、基本方針に、地域における外国人との共生社会の実現に寄与することが受入れ企業の責務であることなどを明記することとしました。

各大臣におかれましては、この点にも十分御留意の上で、引き続き、法務省の総合調整機能の下、連携を強化し、外国人材の適正かつ円滑な受入れや共生社会の実現に向けて取り組んでください。

○小泉法務大臣 ありがとうございました。プレスの皆様方は、ここで御退出ください。

(報道関係者退室)

○小泉法務大臣 以上をもちまして、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議は終了となります。ありがとうございました。

(以上)